

第432回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和4年9月2日(金) 9時11分～10時07分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 4名
労働者代表委員 4名
使用者代表委員 4名

4 議 題

(1) 令和4年度山口県最低賃金の改正決定について

- ① 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- ② 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- ③ 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- ④ 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

(2) その他

5 議事概要

(1) 山口労働局長より山口地方最低賃金審議会の会長に対して、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか7団体から提出された異議申出について意見を求める諮問を行った。

(2) 申出書の主な内容は、審議の場を全て公開すること、最低賃金の時間額888円は低額であり不服であること、全国一律最低賃金制度の導入を求めること及び行政への付帯決議がないことであった。

審議の全面公開については、次年度以降もその都度、審議を行ったうえで公開の有無を決定していくこととなった。

全国一律最低賃金制度については法制度のことなので、事務局から本省へ伝えることとなった。

行政への付帯決議については、答申書添付の公益見解に行政への要望が記されていることについて会長から説明があった。

(3) 最低賃金の更なる引上げについては、

労働者側委員から

山口県の最低賃金水準が低く、更なる金額の引上げが必要であると考え、①新型コロナウイルスの影響や企業物価指数の上昇もあり、県内の中小企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること、②金額水準はまだ不十分であるものの、過去最高の引上げ額となったこと、③金額決定に至るまでの長時間にわたる真摯な議論を踏まえたうえで、公労が今回の金額に賛成したこと、④これ以上審議を行っても前進が図られないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうこと、等から再審議の必要は難しい。

との主張がされた。

一方、使用者側委員から

常に使用者側として最低賃金額の決定は法で定める3要素つまり、労働者の生計費、賃金、使用者の賃金支払能力を総合的に考慮して決定すべきとの主張であったが、中央最低賃金審議会の目安見解において、「今年度は結果として労働者の生計費を重視した目安額とした」とのことであった。

また、山口県最低賃金専門部会の審議や公益見解でも最近の急激な消費者物価の上昇を踏まえた労働者の生計費を重視した結果としての31円の引上げが答申された。

使用者側の主張が反映されなかったことは残念であるが、これまで多くの時間を費やし、議論を重ねた上での31円引上げとの答申を出したこと、加えて、更なる引上げとなると3要素を総合的に勘案するという原則の限界を超えてしまうということになる。

以上の理由からこれ以上の審議をしても進展はないと考え、金額について改めての審議の必要はないと考える。

との主張がされた。

(4) 審議の結果、異議申出については棄却が妥当の意見で議決された。

そして、山口地方最低賃金審議会の会長から「異議の申出については、棄却することが妥当である。」との答申が山口労働局長に対して行われた。

(5) 令和4年度の山口県最低賃金専門部会はその任務を終了したことから、廃止することを議決した。

(6) 山口県特定最低賃金4業種の各専門部会において全会一致になった場合、審議会

令第6条第5項を適用することにより、専門部会への決議をもって、審議会の決議とすることができることを議決した。

(7) 山口県特定最低賃金4業種において異議申出がなかった場合は、審議会令第6条7項により異議申出期間満了の翌日をもって、各専門部会を廃止することを議決した。

(8) 事務局から、例年の特定最低賃金の統一発効日、専門部会の日程及び拡充した業務改善助成金の説明を行った。